

河南町木材利用基本方針

平成25年10月16日

河 南 町

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第9条第1項及び「大阪府木材利用基本方針」（平成23年12月）の規定に基づき、河南町が建築する公共建築物等において幅広く木材、特に「おおさか河内材」の利用の目標、その他公共建築物等における利用の促進に関し必要事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基本方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「公共建築物等」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物をいう。
- (2)「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3)「木造化」とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (4)「木質化」とは、内装及び外壁に木材を利用することをいう。
- (5)「おおさか河内材」とは、河内林産地（河南町、河内長野市、太子町、千早赤阪村、和泉市）で生産された木材をいう。

第3 木材の利用の促進の意義

本町の東部は大半が山林で、面積は1,214haと町総面積の約50%を占めており、スギ、ヒノキ等の優れた人工林地帯を形成されている。しかし、長期にわたる木材需要の減少や木材価格の低迷に加えて、所有者の高齢化や他産業への林業従事者の流出等により森林の荒廃が進み、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。

このことから、木材の需要を拡大させることは、木材産業の活性化や森林の有する多面的機能の再生等に資するものと考ええる。

第4 木材利用の効果

公共建築物等は、広く町民の利用に供されるものであり、町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木とふれあい、木の良さを実感する機会、木材の特性（断熱性や調湿性等）、木材利用がもたらす効果（リラックス効果等）を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する

直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果や、木材需要拡大に伴う雇用の創出などの地域経済の活性化も期待できる。

第5 公共建築物等における木材利用の目標

次の各号に掲げる目標に沿って木材の利用促進に努めるものとする。

- (1) 町が公共建築物の建築を行う場合、耐火建築物とすることが求められない低層の公共建築物等は木造化に努め、木造化が困難な場合においては、低層、高層に関わらず内装等の木質化に積極的に努める。
- (2) 町が所有する公共建築物で利用する机、いす等の備品類及び消耗品等について、木材を利用した製品の使用に努める。
- (3) 公共土木工事において、工事用資材等により木材の使用が可能な場合は、積極的な利用に努める。
- (4) 木材の利用に対する町民の理解を深め、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する住宅、店舗及び事務所等の施設においても、木材の積極的な利用を促進する。

第6 その他木材の利用を促進する上で必要な事項

1 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の推進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給が調和した森林資源の持続的かつ循環的な体系づくりを重視し、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再生林を確保するなど、木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

2 木質バイオマスを含む林産物の利用の推進

公共建築物等に暖房器具やボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマス燃料の導入に努める。また、木質バイオマスを含む林産物の循環的な利用を推進する。

3 関係者相互の連携した取り組み

庁内で定期的に関催される、部課長等による「連絡会」において、関係部署が計画又は実施する事業等について、情報収集や意見交換などを行い、連携しながら木材の円滑な利用の推進に努める。